

# 2024 4 くらしの情報

## お知らせ

### 4 月は 20 歳未満 飲酒防止強調月間です

20 歳未満の者の飲酒は法律で禁止されています。

令和 4 年 4 月に民法の成年年齢は 18 歳に引き下げられましたが、お酒に関する年齢制限は 20 歳のまま維持されています。

### 犬や猫を合わせて 10 頭以上飼う方は県へ届け出が必要です

たくさんの犬や猫を飼養して世話が追いつかなくなり、適切に動物を管理できなくなる「多頭飼育崩壊」が社会的な問題となっています。

そこで愛知県は「動物の愛護及び管理に関する条例」を一部改正し、令和 6 年 4 月 1 日から犬や猫を合わせて 10 頭以上飼う場合は愛知県動物愛護センターへ届け出を行うことが義務化されました。

飼養する犬と猫が合わせて 10 頭以上になった日から 30 日以内に届け出をする必要があります。また、4 月 1 日現在で既に 10 頭以上飼養している方は 4 月 30 日（火）までに届け出をお願いします。

問 愛知県動物愛護センター尾張支所 ☎(0586) 78-2595

### 県営名古屋空港からのお知らせ

ゴールデンウィーク期間中は、空港駐車場が満車になり、駐車できない恐れがあります。空港

をご利用の際は公共交通機関もご利用ください。

問 名古屋空港総合案内所 ☎(0568) 28-5633 (午前 7 時～午後 9 時)

### 「心配ごと相談所」・「行政相談」・「司法書士による相続に関する登記手続」の日程などについて

#### ●内容

「心配ごと相談所」・「行政相談」の開催が月 1 回、第 2 水曜日のみに変更になりました。

また、上記の変更に伴い「司法書士による相続に関する登記手続」も実施場所が十四山総合福祉センターから総合福祉センターに変更になりました。ご不便をお掛けしますが、ご理解のほどよろしくお願い致します。

※詳細は行事予定カレンダーでご確認ください。

問 「心配ごと相談所」・「司法書士による相続に関する登記手続」について 市社会福祉協議会 ☎65-8105 「行政相談」について 市役所総務課（内線 446）

### 4 月は若年層の性暴力被害 予防月間です

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼします。

特に、10 代から 20 代の若年層への性犯罪・性暴力は、未熟さに付け込んだ重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

4 月は進学や就職などに伴い、生活環境が大きく変わり、被害に遭うリスクが高まります。もし、被害に遭ってしまったら、ひとりで悩まず、まずはご相談ください。

#### ●相談窓口

ワンストップ支援センター全国共通短縮電話番号

☎ #8891

警察相談専用電話

☎ #9110

問 市役所市民協働課（内線 434）

### TKE スポーツセンター トレーニング講習会 4 月の予定

トレーニング室をご利用いただくには、初回に無料のトレーニング講習会（器具説明など）を受講いただく必要があります。なお、小学生以下のご利用はできません。

#### ●トレーニング室利用料

大人 300 円・中学生 150 円

#### ●と き

①10:00～ ②14:30～ ③18:30～

日 程	1回目	2回目
5日 (金)	②	③
6日 (土)	②	③
7日 (日)	①	②
11日 (木)	②	③
13日 (土)	②	③
14日 (日)	①	②
17日 (水)	②	③
20日 (土)	②	③
21日 (日)	①	②
23日 (火)	②	③
27日 (土)	②	③
28日 (日)	①	②

※予定は変更になる場合があります。

#### ●所要時間

1 時間半程度

#### ●持ち物

運動のできる服装、上履き

#### ●申し込み方法

電話または窓口

問 TKE スポーツセンター（十四山スポーツセンター） ☎52-2110

### 市社会福祉協議会 ホームページをリニューアル



このたび、ホームページをより使いやすく快適にご利用いただけるようにリニューアルしました。

今後も、分かりやすく最新の情報を掲載しますので、よろしくお願します。

問 市社会福祉協議会 ☎65-8105

### 自衛官募集対象者情報の自衛隊への提供

#### ●内容

防衛大臣からの依頼に応じ、令和 7 年 4 月 1 日までに 18 歳になる方の住民基本情報（氏名、住所）を提供します。情報提供を希望しない方は申し出ください。

#### ●対象者

市内に住民登録がある平成 18 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日生まれまでの方

#### ●申出期限

4 月 30 日（火）

申・問 市役所総務課（内線 446）

### 土地・家屋価格等 縦覧帳簿の縦覧

固定資産税の納税者の方が、自己の土地や家屋と他の土地や家屋の価格とを比較することができます。

土地の納税者の方は土地価格等縦覧帳簿を、家屋の納税者の方は家屋価格等縦覧帳簿をご覧ください。

#### ●と き

4 月 1 日（月）～ 30 日（火） 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土・日曜日、祝日を除く。）

#### ●と ころ

市役所総務課（本庁舎 2 階）

#### ●縦覧できる人

・納税者本人およびその同居

の親族、相続人

・納税管理人

・納税者の代理人（委任状が必要）

※非課税および免税点未満の土地や家屋の所有者の方は、納税者でないため縦覧できません。

※賦課期日（令和 6 年 1 月 1 日）後に所有者となった方は縦覧できません。

#### ●必要なもの

・本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）

※法人の場合は、社印または代表者印を押印した委任状

問 市役所総務課

（内線 212～214）

### 固定資産課税台帳の閲覧

固定資産税の納税義務者の方が、自己の資産について固定資産課税台帳に登録された内容を確認することができます。

#### ●と き

通年（4 月 1 日（月）から） 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土・日曜日、祝日を除く。）

#### ●と ころ

市役所総務課（本庁舎 2 階）

#### ●手数料

1 枚 200 円（ただし、4 月 30 日（火）までは無料）

#### ●閲覧できる人

・納税義務者本人およびその同居の親族、相続人

・納税管理人

・納税義務者の代理人（委任状が必要）

※借地人・借家人は、賃貸権、その他の使用または収益を目的とする資産のみ閲覧できます。（契約書などが必要）

#### ●必要なもの

・本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）

※法人の場合は、社印または代表者印を押印した委任状

問 市役所総務課（内線 212～214）

### 令和 6 年度 第 1 回リユース品 抽選提供のお知らせ



八穂クリーンセンターでは、資源の有効利用を図り、再利用を推進するため、八穂クリーンセンターに搬入されたごみの中で、まだ使用可能な物を回収・清掃し無料で抽選提供を行います。

#### ●引き渡し期間

6 月 7 日（金）～ 21 日（金） 平日および 6 月 8 日（土）の午前 9 時～ 11 時 30 分、午後 1 時 30 分～ 4 時 30 分

#### ●引き渡すところ

海部地区環境事務組合八穂クリーンセンター

#### ●注意事項

受け取りの際は、当選者の方の本人確認および住所確認ができる物をご提示ください。運搬手段に関しては当選者自身でご用意いただき、展示場所からの移動もご自身でお願いします。

当選者以外の方が受け取る場合は、海部地区環境事務組合ホームページに掲載している「リユース品抽選提供のご案内」の注意事項を読んだ後で、下記問い合わせ先にご連絡ください。

リユース品については一度使用されたものであり、傷・汚れなどが残っている場合があります。実物は海部地区環境事務組合八穂クリーンセンターに展示してありますので、可能な限り実物をご確認ください。

対象地区以外の申し込みや 2 点以上申し込まれた方は申し込みを無効とさせていただきます。当選後に受け取りを辞退された場合、また、引き渡し期間内に引き取りに来られなかった場合は、今後リユース品の配布を実施した際の申し込みを無効とします。